

平成30年 4月26日現在

機関番号：32621

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K16997

研究課題名(和文) 国際武力紛争終結過程における平和条約の法的機能の歴史比較研究

研究課題名(英文) Historical and Comparative Study of Legal Function of Peace Treaties in the Peace Process

研究代表者

廣見 正行(Hiromi, Masayuki)

上智大学・法学部・研究員

研究者番号：20707541

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：伝統的国際法においては、戦勝国はその望む和平条件を敗戦国に対し強制できた。伝統的国際法において戦争に訴える権利が認められていた法的帰結として、戦後に存在している事実上の状態(勝敗)がそのまま法的に現状承認されたのである。これに対し、戦争違法化および武力行使禁止原則を通じて、現代国際法上、戦争国は戦争に勝利することから果実を収穫できなくなる。しかし、このことは現代国際法において平和条約が締結される可能性が存在しないということの意味しない。現代国際法においては、平和条約は、和平条件が国連憲章に定められた諸原則に反しない限り有効とされ、賠償や領域画定等の紛争の平和的解決の前提条件として機能する。

研究成果の概要(英文)：Under traditional international law, the victorious State could impose to the defeated States such conditions of peace as is pleased by the former. As a result of the right to wage war being permissible under that law, it was also tolerated the status quo post bellum or uti possidetis, i.e. recognition of the fait accompli existing at the end of war. In contrast, through the outlawry of war and the principle of non-use of force, the right to harvest fruits from victory of armed conflict is not permissible under contemporary international law. However, the parties to armed conflict can conclude a peace treaty as long as it is not inconsistent with the principles of international law embodied in the Charter of the United Nations. Under contemporary international law, peace treaty serves as the condition of peaceful settlement of conflict, such as reparation, delimitation of disputed territory or punishment of war crimes.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法学 安全保障法 武力紛争法 平和条約 休戦協定

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、休戦協定の締結により国際武力紛争が終結した後に批准される平和条約の現代的機能を国際法学の観点から明らかにしようとするものであった。従来の国際法学は、武力による紛争解決を認めない規範の下、戦勝国が武力により和平条件を強制する平和条約を無効とする理論を確立してきた。平和条約は武力紛争の結果として締結される条約であるため、多かれ少なかれ、「武力による強制」の要素を帯びることになる。その結果、平和条約が締結される法的可能性は著しく狭められることとなる。また、実際に第二次世界大戦以後も数多の国際武力紛争が発生しているにもかかわらず、平和条約が締結された事例は数件にとどまっている。これらの要因が重なり、平和条約を対象とした国際法学の研究は進展してこなかった。

これに対し本研究は、武力による強制が認められていた第一次世界大戦以前の平和条約との歴史比較において、無効原因となる強制の具体的内容を特定することによって、強制を伴わない戦後の平和条約の締結可能性および法的機能を解明しようとした。実際に第二次世界大戦以後の国際関係においても、平和条約が締結される事例が僅かながら存在している(イスラエル・エジプト平和条約、イスラエル・ヨルダン平和条約、エチオピア・エリトリア和平協定等)。本研究は、そのような現代国際法において実際に締結された平和条約を、伝統的な平和条約と歴史比較を行うことによって、両者の法的相違を特定し、もって、現代国際法における平和条約の無効原因および有効とされる平和条約の法的機能の二点を解明しようとした。

### 2. 研究の目的

現代国際法において平和条約が締結される法的可能性が存在することを明らかにすること。条約法条約第 52 条は、国際法の諸原則に違反する武力による威嚇または武力の行使の結果として締結された条約は無効である旨規定し、侵略国が主導して締結する平和条約を無効とする。他方で、同条約 75 条は「この条約は、侵略を行った国が、当該侵略に関して国際連合憲章に基づいてとられる措置の結果いずれかの条約に関連して追うことのある義務に影響を及ぼすものではない。」と規定し、被害国が主導して締結される平和条約を有効とする。国際司法裁判所は「アイスランド漁業」事件において、同 52 条の解釈を行い、武力による強制により批准された条約は無効となると判示し、手続的側面を強調している。しかしながら、条約交渉あるいは調印・批准の「手続」における強制は、当然に、平和条約の実質的「内容」にも影響を及ぼしてくる。(敗戦国が平和条約の「内容」に真に合意できるならば、戦勝国が調印・批准といった手続を強制することはないであろう。)本研究では実質的な条約内

容から無効原因を特定することを第一の目的とする。

現代国際法において平和条約がいかなる機能を有するかを明らかにすること。国際武力紛争が休戦協定によって法的に終結したものとみなされることから(広見正行『現代国際法における国際武力紛争終結の法理』(上智大学提出博士論文、2014年))、休戦協定後に締結される平和条約がいかなる法的機能を果たすかを明らかにすることを第二の目的とする。伝統的国際法において、平和条約は戦争(状態)を終了させる法的機能・効果を有していた。現代国際法において、休戦協定がその機能・効果を代替するとすれば、休戦協定後に締結される平和条約の法的意義を明らかにしなければならない。この点、上記博士論文では、平和条約は、既に休戦協定によって国際武力紛争が終結したことを「確認」する宣言的效果を有するにとどまり、創設的效果を有するものではないと結論した。しかしながら、仮に平和条約が宣言的效果を有するにとどまるとすれば、その意義は非常に限定的となる。第二次世界大戦以後に締結された平和条約が、休戦協定の締結後、長期的に和平交渉を行い締結されたものであることに鑑みると、宣言的效果を超える法的機能が政治的に期待され、実際の平和条約に反映されているものと予想される。本研究では、その法的機能を具体的に解明することを目的とした。

### 3. 研究の方法

本研究の重点は、和平交渉における紛争当事国および局外第三国の法的認識を調査分析することに置かれた。一般に条約の解釈においては、その文言に依拠するとともに、起草過程における当事国意思を参照することによって、その意味を明らかにする作業が行われている。とりわけ第一次世界大戦以前の平和条約の場合は、戦勝国が武力により和平条件を強制することが認められていたことから、起草過程(和平交渉)における戦勝国の意思が重要となる。本研究では、とりわけ、ヴェルサイユ平和条約とサンフランシスコ平和条約を対象として、2つの平和条約が締結された国際法の時代背景を踏まえながら、両者の法的機能の比較検討を行う方法を採用した。

また、武力紛争発生時の侵略国/被害国という区分に応じて、平和条約の無効/有効を定める条約法条約(第 52/75 条)は、国連国際法委員会(ILC)において起草されたところ、これら条文が過去のいかなる条約実行を念頭に起草されたのか、その起草者意思を明らかにしなければならない。

### 4. 研究成果

伝統的国際法では、戦勝国が武力により自らの求める和平条件を敗戦国に強制する平和条約を締結することが認められてきた。伝

統的国際法は、平和条約の定める和平条件に対し、いかなる法的規制も及ぼしておらず、戦勝国は自由にそれを敗戦国に強制することができた。ただし、手続的に平和条約の発効には敗戦国の批准が必要となるため、従来の学説は、敗戦国に批准を強制する手続的側面に着目してきた（1935年「条約法に関するハーバード草案」）。

第二次世界大戦後、国連国際法委員会は、紛争当事国を戦勝国／敗戦国に分類する伝統的区分を破棄し、武力紛争発生時点における侵略国／被害国に分類する新たな区分を設定した。これに基づき、武力紛争発生時点における侵略国が強制する平和条約を無効とする一方、被害国が強制する平和条約を有効とする規則を起草した。しかしながら、当該規則は、被害国による「強制」を合法とする法的根拠が曖昧にとどめられている。

これに対し本研究では、戦勝国／敗戦国という武力紛争終結時点での区別と侵略国／被害国という武力紛争発生時点での区別とは対立するものではなく、それら区分を組み合わせ、4通りの類型において平和条約が締結される法的可能性を検討した。その結果、手続的に戦勝国が批准を強制する場合には必然的に実質的な平和条約の内容（賠償、領域画定等）に問題があることを明らかにした。それにより、国連国際法委員会が念頭に置くような、武力紛争発生時点における侵略国／被害国の区別は平和条約の有効性にとって問題とはならず、むしろ武力紛争終結時点において、侵略国か被害国かを問わず、和平条件が武力行使禁止原則や非承認義務、自決原則等の武力紛争を規制する諸規則に反しているかどうかを平和条約の有効性を判断するにあたって法的基準となることを明らかにした。それにより、現代国際法において平和条約が締結される法的可能性が残されていることを明らかにした。

とりわけ、ヴェルサイユ平和条約第231条は、ドイツが違法な戦争に訴えたことの帰結として、国際法違反に対する法的責任（国家責任）を追及する形で「賠償（reparation）」が規定されていることから、戦争違法化以前に戦勝国が平和条約において主観的・自由に見積もりできた「償金（indemnity）」と歴史比較を行うと、賠償額は客観的・法的に決定されることとなる。このように、戦争違法化・武力行使禁止原則のコロラリーとして、戦勝国が主観的・自由に決定できる和平条件の内容は限定され、客観的・法的に決定される「以上」の和平条件を敗戦国に課するような平和条約は無効とされることとなる。

第二に、武力紛争は休戦協定によって法的に終結したものとみなされるところ、休戦協定後に締結される平和条約は複数の機能を有することを明らかにした。まず、伝統的な平和条約と異なり、現代の平和条約は、休戦協定によって既に武力紛争が終結したことを確認する条項を含んでいる。その典型例と

して、イスラエル・レバノン平和条約草案がある（政治的理由により未批准）。同条約草案第1条2項は“The Parties confirm that the state of war between Israel and Lebanon has been terminated and no longer exists.”と完了形で規定し、過去に発生した武力紛争が既に終結していることを示唆している。伝統的な平和条約が戦争終了の創設的效果を有していたのに対し、現代の平和条約は武力紛争終結の宣言的效果を有しているといえることができる。

第二に、休戦協定は敵対行為の終了や軍隊の撤退といった軍事的側面に関する原状回復にとどまり、賠償や領域画定、戦争犯罪人の処罰に関する規定を定めていない。これに対し平和条約は、戦争国がこれらを自由に決めるのではなく、客観的な第三者機関（司法機関等）にこれら問題の解決を委ねることに合意として機能する。それによって、休戦協定は武力紛争の不在という意味での「消極的平和」にとどまるのに対し、平和条約は武力紛争の背後に存在した紛争原因および武力紛争の結果として生じた責任の除去という意味で「積極的平和」を創出するものであることを明らかにした。

この研究成果は、現在継続して執筆中の英語書籍、Masayuki Hiromi, *Termination of International Armed Conflict under Contemporary International Law* (forthcoming). の Part 1. Contemporary International Law and Termination of International Armed Conflict, Chapter 3(b) Invalidity of Peace Treaties concluded under the Coersion of a State by Force under Contemporary International Law 部分および Part 5. Conclusion 部分に反映されている。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

広見 正行, Bank Markazi, aka Central Bank of Iran v. Peterson, 136 S. Ct. 1310 (2016) - 国家支援テロに関する賠償判決の強制執行のための特別立法と司法権の独立、アメリカ法、査読有、2017-1号、2017、101-106

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：

種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

廣見 正行 (HIROMI, Masayuki)  
上智大学・法学部・研究員  
研究者番号：20707541

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

( )